

令和5年度 第1回手良公民館運営審議会 会議録

開催日	令和5年 5月16日(火)					
開催時間	開会 午後7時00分			閉会 午後7時18分		
開催場所	手良公民館(てらとぴあ) 第1会議室					
委員の出欠 出席 6名 欠席 2名		委員氏名			委員氏名	
	1	竹内 修司	出	5	宮原 晴美	欠
	2	伊藤 光	出	6	後藤 美佐雄	出
	3	小松 恵治	出	7	酒井 広隆	出
	4	佐々木 英明	出	8	城倉 通浩	欠
公民館職員	公民館長 竹中 雅幸			公民館主事 向山 一樹		
諮問事項	<p>次第1 あいさつ (館長) お仕事の後、公民館運営審議会にお集まりいただき、ありがとうございます。コロナの関係ですが、5月8日に2類から5類に移ったということで、公民館活動もさらに活発になると思いますが、引き続き感染対策には気を付けて行きたいと思います。本日は令和5年度の事業計画等審議の程よろしくお願いいたします。</p>					
	<p>次第4 正副会長選出 会 長 竹内 修司 副会長 伊藤 光</p>					
	<p>次第6 審議事項 (1)～(2) (主事) 資料に沿って説明</p>					
	<p>質問・意見等 (後藤委員) 歴史講座の中で古文書講座があるが、これは手良地区の古文書なのか伊那市の古文書についての講座なのか、教えていただきたい。</p>					
	<p>(主事) 古文書講座については現在高遠町図書館の司書の方に講師をお願いしていますので、基本的には高遠藩の古文書を中心に、手良に関わりがあるものをお願いしています。また、自宅にある古文書の読解なども行っています。</p>					

諮 問 事 項	<p>(主事) 手良公民館ですが、建築から7年が経ちまして講座、クラブ・サークルなど増えて活気があります。引き続きより良い活動をしていきたいと思ひます。</p> <p>閉会</p>
------------------	--

令和5年度 第1回手良公民館運営審議会 次第

日時 令和5年5月16日（火）

午後7時から

場所 手良公民館 第1会議室

1 公民館長あいさつ

2 委嘱書交付

3 自己紹介

4 正副会長選出

会 長 _____（例年 区長会長）

副会長 _____（例年 分館長会長）

5 公民館の組織と運営審議会の役割について

社会教育法、伊那市公民館条例、手良公民館組織図

6 審議事項

(1) 令和5年度公民館事業について

(2) クラブ・サークル活動について

7 その他

令和5年度 手良公民館運営審議会委員名簿

氏名	住所	役職名
竹内 修司	八ツ手区竹之内	R05 区長会長
伊藤 光	八ツ手区中部	R05 分館長会長
小松 恵治	中坪区中組	学識を有する者
佐々木 英明	手良小学校	手良小学校長
宮原 晴美	下手良区中村一	社会教育委員
後藤 美佐雄	野口区棚沢	学識を有する者
酒井 広隆	野口区原町北	手良小学校 PTA 会長
城倉 通浩	伊那市美原区	利用者代表

公民館運営審議会委員の位置づけ及び役割について

○社会教育法 昭和24年6月10日 法律第207号

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者のあるものの中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は市町村の条例で定める。

○伊那市公民館条例 平成18年3月31日 条例第178号

第4条 法第29条の規定により、各公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員の定数は15人以内とし、任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

手良公民館組織図

手良公民館運営審議会 8名

館長の諮問に応じ、各種事業における企画実施につき調査審議を行う。

伊那市公民館運営協議会

市内9公民館の館長・主事により構成

(伊那・富県・美篤・手良・東春近・西箕輪・西春近・高遠・長谷)

